

消費者支援機構福岡発 2015-248 号
2015 年 11 月 11 日

永代ハウス株式会社 御中

適 格 消 費 者 団 体
特定非営利活動法人消費者支援機構福岡
理 事 長 朝 見 行 弘
〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号博多大博通ビルディング8階
(本件に関するお問い合わせ先) 担当者 司法書士 及川 修平
TEL 092-761-3203 / FAX 092-725-2320

工事請負契約書に関する申入れ

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、当機構において、一般消費者より提供のあった貴社で使用されている「工事請負契約書（以下、「本件契約書」といいます。）」の契約条項についての検討を行った結果、消費者契約法に照らし、不相当と思われる点があるものと判断いたしました。

よって、当機構としては、貴社に対し、下記のとおり、本件契約書につき当該条項を修正又は削除するなどの対応を講じていただくよう申入れを行うことになりました。

つきましては、本申入れに対する貴社のご回答を、2015年12月11日までに、書面にて当機構事務局までご送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本申入れは公開の方式で行わせていただきます。したがって、本申入れの内容及びそれに対する貴社のご回答の有無とその内容等、本申入れ以降のすべての経緯・内容を当機構のウェブサイト等で公表いたしますので、その旨ご承知おきください。また、本申入れにおいて指摘のない条項につき、当機構において、当該条項が正当である旨を承認する趣旨ではありませんので、その点についてもご留意ください。

記

1 本件契約書第 10 条（履行遅延、違約金）及び第 11 条（乙の中止又は解除権）について

本件契約書第 10 条第 2 項及び同条第 3 項

2. 甲（注文者）が本件契約書第 9 条第 4 項の請負代金または請負代金相当額の支払いを完了しない時、乙（請負者、永代ハウス株式会社）は遅延日数 1 日につき 支払遅延額の 1/1000 に相当する額の違約金を請求する事が出来る。
3. 甲（注文者）が前払いまたは部分払いを遅延している時は、前項の規定を適用する。

本件契約書第 11 条第 4 項

4. 甲（注文者）が自己の都合により契約を解約した場合には、違約金として請負代金の 50/1000 に相当する金員を甲が乙に支払う。但し、解約時まで乙に生じた材料費、設計料、人件費その他費用が生じた場合は、甲は乙に費用全額と請負代金 50/1000 を付加し賠償するものとする。（以下、省略）

(1) 申入れの趣旨

本件契約書第 10 条第 2 項、同条第 3 項及び第 11 条第 4 項の削除又は訂正を求めます。

(2) 申入れの理由

- ア 消費者契約法第 9 条第 2 号により、違約金の条項については、年 14.6%の割合にて計算した額を超えるものは無効であるところ、本件契約書第 10 条第 2 項及び同条第 3 項の規定は、年率 36.5%の割合に相当する金額を違約金と定めており、これに抵触しております。
- イ 消費者契約法第 9 条第 1 号により、損害賠償の額を予定する条項については、解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超えるものは無効であるところ、本件契約書第 11 条第 4 項の規定は、解約時まで乙に生じた材料費、設計料、人件費その他費用に加えて請負代金の 50/1000 に相当する金員の支払義務を注文者に課すことを定めており、これに抵触しております。

以上から、申入れの趣旨記載のとおり、本件契約書第 10 条第 2 項、同条第 3 項及び第 11 条第 4 項の規定の削除又は訂正を求めます。

以上